

# 平成20年4月から乳幼児医療費助成制度が変わります 小学校就学前までの乳幼児医療費を全面無料化

乳幼児医療費助成制度における「通院医療費」の対象年齢は4歳未満でしたが、平成20年4月からは対象年齢が「小学校就学前まで」に拡大されます。この拡大によって、出生時から小学校就学前までの保険診療にかかる自己負担は、入院・通院共に全面無料化となります。

## ■助成の方法

医療機関等で受診された際に、加入されている「医療保険証」と、乳幼児医療費助成制度の「受給資格証」を提示することで助成を受けることができます。県外で受診された場合は、一度医療費を負担していただき、後日、担当課へ請求書（領収書添付）を提出していただきます。

今までは  
4歳未満：通院費・入院費が無料  
小学校就学前まで：入院費が無料

平成20年4月からは  
小学校就学前まで：医療費全面無料化

**問合せ**

○市庁舎本館国保医療課 医療係 TEL0897-52-1212  
○各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）・市民生活係（丹原・小松）  
※各総合支所の代表電話番号は22ページ上段に掲載していますので、お手数ですがそちらをご覧ください。

# 平成20年4月から 国民健康保険の制度が一部変わります

### ① 70～74歳（自己負担割合1割）の方へ

自己負担割合は平成21年3月31日まで1割です

70～74歳（自己負担割合1割）の方は、法改正によって平成20年4月から医療機関等での自己負担割合が2割になる予定でしたが、平成21年3月31日まで自己負担割合が1割に据え置かれることになりました。

また、支払った医療費の1カ月当たりの限度額（自己負担限度額）についても従前のままです。

なお、平成20年4月からは、3月にお送りした新しい保険証で受診してください。

### ② 退職者医療制度の対象年齢が変わります

退職者医療制度の該当者は65歳未満の方に

平成20年4月から、退職者医療に該当する方は、65歳未満の方となります。

65歳以上の方で、退職者医療（保険証の左上に「退」と記載）に該当する方は、4月から一般被保険者となります。

退職被保険者から一般被保険者への資格変更手続きは必要ありませんが、平成20年4月からは、3月にお送りした新しい保険証で受診してください。

### ③ 療養病床入院時の食費・居住費負担

対象年齢が65歳以上に変わります

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床・病棟）に入院したときの食費・居住費は、70歳以上の方と老人保健に該当する方が対象でしたが、平成20年4月からは、対象年齢が65歳以上のすべての方となります。

■食費・居住費の具体例（金額）

一般世帯（住民税課税世帯）の場合

食費：1食当たり460円  
居住費：1日当たり320円

### ④ 40～74歳の方へ

特定健康診査・特定保健指導が始まります

40～74歳の方を対象とした「特定健康診査」「特定保健指導」が始まります。

西条市国民健康保険に加入している40～74歳の方へ、4月に受診券を送付しますので、市が実施する「特定健康診査」を受診してください。そのうちメタボリックシンドロームの予備群・該当者として判定された方に対して「特定保健指導」が行われます。

※制度の概要については左のページを、特定健康診査の受診方法については健康カレンダーをご覧ください。

**問合せ**

○市庁舎本館国保医療課 国保係 TEL0897-52-1447  
○各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）・市民生活係（丹原・小松）  
※各総合支所の代表電話番号は22ページ上段に掲載していますので、お手数ですがそちらをご覧ください。

★平成20年4月から、65歳以上75歳未満の方の国民健康保険税を年金から天引きする「特別徴収」が始まります。特別徴収について詳しくは、市庁舎本館市民税課国保税係（TEL0897-52-1274）へお問い合わせください。